

「部落差別対策審議会設置法」の制定を求める意見書（案）

昭和 3 5 年、「同和対策審議会設置法」が制定され、同法に基づく同和対策審議会が設置された。昭和 4 0 年、同審議会から「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とした答申が行われ、昭和 4 4 年に「同和対策事業特別措置法」の制定が実現し、以後、3 3 年間にわたって同和対策事業が実施された。

しかしながら、同和対策事業特別措置法制定から半世紀以上が経過した今日においても、部落差別は解消されていない。特に、インターネット上の悪質な部落差別は深刻な問題であり、その拡散性の早さや消去の困難さから差別の拡大につながるものが懸念され、このまま放置することは断じてできない。

身分差別のない全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、かつて、同和対策審議会の答申を受けて同和対策事業特別措置法の制定が実現したのと同様に、部落差別の解消の推進に係る審議会（仮称「部落差別対策審議会」）を設置し、同審議会において、部落差別の解消に向けた法制度の整備のための調査審議が行われるべきである。

よって、国におかれては、部落差別の解消の推進に係る審議会を設置するための法律（仮称「部落差別対策審議会設置法」）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄

（提 出 者）

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会

委員長 藤山 将材

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣